## 【訪問型サービスQ&A】

|                   | 質問等   | 回答   | 作成月                       |
|-------------------|---|--|---------------------------|
| 指定関連              | サービス提供責任者は訪問介護員のうち1名以上とあるが、現行の訪問介護に関わるサービス提供責任者を兼務できるとはなっていないので、新たに配置しなければいけないのか。常勤との条件もないので準職員でも良いという事か。                                 | 「訪問介護サービス」のサービス提供責任者は、「てだすけサービス」の訪問介護員であればサービス提供責任者を兼務できます。<br>また、新たに配置する場合は、非常勤の職員においても「てだすけサービス」の基準を満たします。   | 平成29年<br>1月               |
| 指定関連<br>2         | 「てだすけサービス」の人員基準について、訪問介護員は常勤<br>換算方法による1.0名が基準とされているが、非常勤兼務は認<br>められるのか。具体的には、既存の訪問介護事業所及び訪問<br>介護サービス事業、さらには通所介護等との兼務は可能か。               | 「てだすけサービス」における訪問介護員等には、常勤専従要件はありませんので、介護保険事業所の従業者の方が時間帯を分けて配置されている場合は、基準上問題ありません。  | 平成29年<br>1月               |
| 指定関連<br>3         | てだすけサービス指定申請書類について、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の中の資格が必要な職種は資格証等証明できるものの写しとあるが、従業者全員分(常勤・非常勤)と考えて良いか。また、従業者に係る雇用証明書等を添付とあるが、これも従業者全員分(常勤・非常勤)と考えて良いか。 | 「てだすけサービス」に従事する従業者全員分が必要となります。また、「訪問介護サービス」と一体的に事業を行なう場合は、サービスごとに人員基準を区別して満たす必要がありますので、勤務時間を分けていただくことになります。例)週40時間勤務の訪問介護員が双方の事業所で従事する場合 サービス種類 月 火 水 木 金 週計 常勤換算 訪問介護 6 6 6 6 6 30 0.75 てだすけ 2 2 2 2 10 0.25 ※各サービスにおける、訪問介護員等の必要な員数は下記のとおりとしています。詳しくは「帯広市介護予防・日常生活支援総合事業の人員設備及び運営に関する基準等を定める要綱」を参照ください・「訪問介護サービス」常勤換算2.5以上・「てだすけサービス」常勤換算1.0以上 | 平成29年<br>1月               |
| 指定関連<br>4         | 総合事業でだすけサービスを実施する事業所は既存の介護<br>保険サービス事業所と別になるのか。事業所が複数になるの<br>か。   | 事業所は随時指定を行っています。最新の情報は、帯広市ホームページで提示しているサービス事業所一覧をご確認ください。  | 平成29年                     |
| 1                 | これまで指定介護予防訪問介護を利用していた利用者が、総合事業に移行した後はてだすけサービスを利用することとなったが、てだすけサービスの提供事業所は初回加算を算定してもよいか。   | 利用していた指定訪問介護事業所と同一の事業所においててだすけサービスを提供する場合は、初回加算を算定することはできません。事業所を変更した場合は、初回加算を算定することができます。   | <b>NEW</b><br>平成30年<br>2月 |
| サービス<br>利用関連<br>1 | 提供時間については現行と同程度の時間を想定とあるが、60分程度ではなく、その方に必要な提供時間でよいのか。<br>今現在、ケアマネ-ジャー確認の元、40分提供・45分提供の<br>方達がいる。  | 現行の介護予防訪問介護と同様に、ケアマネジメントで必要とされた内容を実施するのに必要な時間となります。  | 平成29年<br>1月               |

|                   | 質問等  | 回答   | 作成月         |
|-------------------|--|--|-------------|
| サービス<br>利用関連<br>2 | 訪問型サービスの内容において、身体に係る介護がない場合は『てだすけサービス』になると説明を受けているところ。この『身体に掛かる介護』には、介護保険法における取り扱いで「日常生活動作能力意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は身体介護に区分される」とされている。よって、新しい総合事業の枠の中でも、同様に考えてよいか? | 訪問型サービスにおける区分については、介護保険法における「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の考え方に準じるものです。  | 平成29年<br>1月 |
| サービス<br>利用関連<br>3 | 総合事業でだすけサービス実施後につながりサービスを続け<br>て利用できるか。  | てだすけサービスとつながりサービスを組み合わせて実施することは可能ですが、その必要性についてマネジメントを行う必要があります。  | 平成29年<br>4月 |
| サービス<br>利用関連<br>4 | 要支援認定と要介護認定を受けている夫婦を担当している。<br>今までは支援内容を案分していた。介護予防訪問介護における<br>生活支援が多いと総合事業てだすけサービスを選んだほうが本<br>人たちの利益になるか。どう案分したらよいのかわからない。  | 介護予防給付サービス及び総合事業は、対象者個人に行うサービスです。 夫婦で<br>サービス内容を案分することは出来ません。  | 平成29年<br>4月 |
| つながり<br>サービス<br>1 | 要介護認定(要介護1~5)を受けている人は、つながりサービスを利用できるか。できる場合はサービス担当者会議を開催しなければならないか。  | つながりサービスは総合事業のサービスのため、要介護認定者は対象となりません。<br>また、事業利用開始前に、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントAによりサービスを利用する場合は、サービス担当者会議を開催することになります。 | 平成29年<br>4月 |
| つながり<br>サービス<br>2 | 総合事業つながりサービスではどのようなサービスを行うのか。  | 介護保険法では認められていない15分以内の生活支援です。具体的な内容は事業実施団体の規定により異なりますが、例えば、ごみ出し、電球の交換、階段の掃除、公道までの除雪などが該当します。                        | 平成29年<br>4月 |
| つながり<br>サービス<br>3 | 総合事業のサービス事業は市街地と農村部とでサービス受給<br>に格差が出るのではないか。(特につながりサービス)   | 総合事業は地域の実情に応じたサービス提供となります。帯広市内でも地域によって<br>状況が違うため、てだすけサービス、つながりサービスやふれあいサービスは市内一律の<br>サービス提供とならない場合があります。          | 平成29年<br>4月 |
| つながり<br>サービス<br>4 | 要介護となった場合、総合事業であるつながりサービスは利用できないので、事業実施団体が総合事業外で独自に行う生活支援を利用することとなるが、同じサービス内容でつながりサービスと総合事業外の生活支援で料金は変わるか?   | つながりサービスは事業実施団体の規定に基づいて提供(ただし1回300円以内)としていますが、個別の対応については事業実施団体に確認してください。   | 平成29年<br>8月 |
| つながり<br>サービス<br>5 | つながりサービスについて、1日の提供回数、間隔(2時間ルール)などはあるか?朝布団を干し夕方取り込むなども可能か?  | 特に回数や間隔の規定はありません。実際の利用については、事業実施団体と調整してください。   | 平成29年<br>8月 |

|                      | 質問等  | 回答  | 作成月         |
|----------------------|--|---|-------------|
| つながり<br>サービス<br>6    | 連続した支援で、15分のみつながりサービスとし残りの時間は<br>事業実施団体の提供する総合事業外の生活支援としてよい<br>か。  | 同一の援助のうち15分をつながりサービスとすることはできませんが、電球の買い物代行と交換など、支援内容が同一でなければ連続してサービス提供者の支援を利用することは差し支えありません。   | 平成29年<br>8月 |
| つながり<br>サービス<br>7    | つながりサービスにおいて、サービス内容の変更が生じた場合や、追加する場合についてどう取り扱うか。介護予防ケアマネジメントCを再度請求できるか。  | 介護予防ケアマネジメントCは1回のみの支援であり、再度請求することはできません。<br>ある程度どんな困りごとが生じるか想定して、不定期な利用も含め介護予防ケアマネジメント結果表(私のいきいき計画)に位置づけることとしています。  | 平成29年       |
| つながり<br>サービス<br>8    | つながりサービスとてだすけサービスの併用は可能か。  | 可能です。てだすけサービスの利用があれば介護予防ケアマネジメントAのみを実施し、介護予防ケアマネジメントCの実施は不要です。  | 平成29年<br>8月 |
| つながり<br>サービス<br>9    | 掃除について、通常の訪問介護では、時間内に掃除や調理など一体的に提供するが、短時間で一部分だけの掃除はつながりサービスとしてよいか。   | 介護保険で認められない15分以内の援助としており、訪問介護(又はてだすけサービス)の利用が適当なものは訪問介護(又はてだすけサービス)を利用してください。不定期に単独の場所の掃除をつながりサービスとして利用することは可能ですが、事業実施団体の規定により提供できない場合もあるため、実際の利用については、事業実施団体と調整してください。 | 平成29年<br>8月 |
| つながり<br>サービス<br>10   | つながりサービスについて、住民主体のサービスの提供団体を<br>地域で増やしていく必要がある。 交通費などかからず、歩いて行<br>ける距離でお互い助け合う活動が地域にあることが重要。 団体<br>を作りたいという場合の相談はどうすればよいか。 | 生活支援体制整備事業と連携しながら、住民主体の事業実施団体が増えサービス提供体制が整っていくことを目指しています。<br>事業所登録は介護保険課が担当しており、登録に必要な流れ、様式などは市のホームページに掲載しています。団体への補助金交付は高齢者福祉課が担当しており、連携して対応します。                       | 平成29年<br>8月 |
| つながり<br>サービス<br>11   | つながりサービスにおいて、買い物代行ではなく買い物の同行は可能か。介助無しで移動できるが1人ではやや不安がある。<br>訪問介護を利用しているが、他の業務で時間いっぱいであり、同行支援をつながりサービスとできるか?                | つながりサービスは介護保険で認められない生活支援としており、同行ではなく買い物の代行を想定しています。転倒の危険があり見守りを行う同行の支援は訪問介護の身体介護に含まれるものです。  | 平成29年<br>8月 |
| 介護予防<br>ケアマネ<br>ジメント | 現在、介護予防通所介護とショートステイ(介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)を利用している人は、今後介護予防支援を行うのか介護予防ケアマネジメントを行うのか。                                    | ショートステイは介護予防給付サービスのため介護予防支援を行うことになります。  | 平成29年<br>4月 |

|                           | 質問等                          | 回答  | 作成月 |
|---------------------------|------------------------------|---|-----|
| 介護予防<br>ケアマネ<br>ジメント<br>2 | たんりいり ころ利用者と、とたりいり ころ利用を終了して | すでに介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントAの実施があるため、初回加算の算定はできません。また、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日厚生労働省)」において、「ケアプランの実施期間の終了時には、利用者宅を訪問して、プランの実施状況を踏まえて目標の達成状況を評価し、利用者と共有しながら、新たな目標の設定や、利用するサービスの見直し等今後の方針を決定する」とあり、てだすけサービス終了時の支援としてつながりサービスの調整を行うこととなるため、質問のケースについては介護予防ケアマネジメントCの請求は想定していません。 介護予防ケアマネジメントCは地域で引きこもらず、介護予防活動や住民の通いの場に参加するなど主体的に介護予防に取り組み、継続できることを目指して行われるものであるため、これまでサービス利用のなかった方に対し初めて行われることを想定しています。 介護予防支援ケアマネジメントにおける初回加算の算定については、サービス共通Q&Aの問23をご参照ください。 | 8月  |